

# 天領

Vol. **66**  
2019/12



# CONTENTS

● 令和元年度 通常総会を開催 .....	1
● 令和元・2年度（公社）石見大田法人会役員名簿 .....	2
● 令和元年度 事業計画 .....	3
● 石見大田税務署長 着任のごあいさつ .....	4
● 第36回 法人会全国大会 三重大会 .....	5
● 大田市の企業訪問 ぎんざんテレビ .....	6
● 消費税軽減税率制度クイズ .....	10
● 「石見」国号の発祥は「岩を見る国」 .....	16
● 第14回 東京大田市人会開催 .....	19
● 身近な税 .....	20
● J-Coin Pay .....	21
● JAカード .....	22
● Origami Pay .....	23
● 大同生命保険株式会社 .....	24
● アフラック（株式会社メディカルノート） .....	25
● Web-TAX-TVガイド「見逃さない、悪質な税金の滞納」 .....	26
● 編集後記 .....	26
● AIG損害保険株式会社	

## ■ 石見ワイナリー 野外型フードコート「石見の杜 星空のレストラン」がオープン

10月19日、国立公園・三瓶山東の原に、石見ワイナリーの野外型フードコート「石見の杜 星空のレストラン」がオープンしました。

三瓶そばや石見ポークのほか、バーベキューやピザ、ワインなどを提供しています。団体の予約であれば夜も営業し、夏のシーズンにはビアガーデンも予定しています。また国立公園内で自然環境保護のため、ごみ箱は設置せず、各自での持ち帰りとなっています。ワインの貯蔵庫の見学も出来ます。

三瓶山の四季折々の自然、景観を楽しみながらワインとお食事を満喫できます。



# 令和元年度 通常総会を開催

令和元年度通常総会は、6月19日、大田商工会議所において、来賓に新田石見大田税務署長、森田大田商工会議所会頭、高野中国税理士会石見大田副支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

小川会長より、公益事業の充実に取り組むとともに、福利厚生等による組織強化を図り、「税の Opiniオンリーダー」として、今後も税知識の普及、納税意識の高揚に努め、社会に貢献する法人会として積極的に活動を展開したいとの挨拶がありました。

その後、議事に移り、下記の事項について審議が行われ、いずれも原案通り承認されました。「役員選任について」は、次ページの役員名簿をご覧ください。

総会終了後、石見大田税務署の和田統括国税調査官から消費税法改正等の説明及び情報提供がありました。

## 【審議事項】

1. 平成30年度決算報告承認について
2. 役員選任について

## 【報告事項】

1. 平成30年度事業報告について
2. 令和元年度事業計画について
3. 令和元年度収支予算について

## 平成30年度の主な事業

### 【税に関する事業】

- ▶ 税制改正研修会
  - ・ 6月20日（大田商工会議所／参加者34名）
- ▶ 税金フォーラム
  - ・ 11月13日（東部会場：水明館／参加者25名）
  - ・ 11月16日（西部会場：小鐵屋／参加者24名）

### 【租税教育事業】

- ▶ 租税教室
  - 平成30年
    - 6月22日 鳥井小学校 児童7名、講師1名
    - 7月12日 邇摩高等学校 生徒21名、講師1名
  - 平成31年
    - 1月28日 五十猛小学校 児童15名、講師1名
    - 1月29日 温泉津小学校 児童10名、講師1名
    - 1月30日 久屋小学校 児童11名、講師1名
    - 2月14日 朝波小学校 児童23名、講師1名
    - 2月20日 高山小学校 児童14名、講師1名

### ▶ 絵はがきコンクールの協力

- ・ 応募作品総数306点

### ▶ 税を考える週間PR活動

- ・ 11月15日、PRチラシ・グッズを市内3カ所にて市民へ配布（女性部会員他）

### 【税の広報事業】

- ▶ 会報「天領」の発行
  - ・ 市内各まちづくりセンターや各関係機関などに無料配布。
- ▶ 国税電子申告納税システム（e-Tax）の普及
  - ・ ケーブルテレビ「石見銀山テレビ放送」にて45秒CMを放映。

### 【地域社会貢献事業】

- ▶ 大田市子ども神楽大会
  - ・ 1月27日、サンレディー大田にて、石見銀山神楽連盟の協力を得て、市内外より5社中の参加により開催。

### 【経営支援活動】

- ▶ 新春経済講演会
  - ・ 2月8日、大田商工会議所にて日本銀行松江支店花尻哲郎支店長を講師として開催。

## 平成30年度 正味財産増減計算書（決算） 平成30年4月1日～平成31年3月31日まで （単位：円）

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		税の広報事業	808,816	当期経常外増減額	0
1. 経常増減の部		社会貢献事業	932,837	税引前当期一般正味財産増減額	92,906
(1) 経常収益		経営支援事業	685,693	法人税・住民税及び事業税	0
基本財産運用益	800	福利厚生事業	3,720	当期一般正味財産増減額	92,906
特定資産運用益	876	会員増強事業	9,390	一般正味財産期首残高	11,237,712
受取会費	4,250,000	会員支援事業	773,410	一般正味財産期末残高	11,330,618
事業収益	102,000	配賦	2,629,976	II 指定正味財産増減の部	
受取補助金	5,109,400	管理費	2,671,440	受取全法連助成金	4,909,400
受取負担金	125,000	【経常費用計】	9,689,577	一般正味財産への振替額	△ 4,909,400
雑収益	194,407	当期経常増減額	92,906	当期指定正味財産増減額	0
【経常収益計】	9,782,483	2. 経常外増減の部		指定正味財産期首残高	0
(2) 経常費用		(1) 経常外収益		指定正味財産期末残高	0
研修事業	285,920	経常外収益計	0	III 正味財産期末残高	11,330,618
租税教育事業	679,825	(2) 経常外費用			
税制提言事業	208,550	経常外費用計	0		

## 令和元・2年度（公社）石見大田法人会 役員名簿

役職	氏名	事業所名
会長	小川良知	(有)小川商店
副会長	森田博久	森田製菓(株)
〃	齊藤寛	(有)斎藤文具店
〃	林恭清	林商事(株)
常任理事	山崎豊	島根中央信用金庫大田営業部
〃	寺戸隆文	(株)島根建材公社
〃	原勝正	(有)中和電機公司
〃	高野努	中国税理士会石見大田支部
〃	河村賢治	(有)河村畳店
〃	上本直之	山陽空調工業(株)島根支店
〃	植田和人	(株)ウエダ
〃	田平篤	(労務)田平労務管理事務所
理事	芝尾金男	(株)シバオ
〃	石橋秀利	島根ゼオライト(有)
〃	川上眞次	(有)川上会計事務所
〃	荒尾寛	(有)椿窯
〃	谷本隆臣	(株)シグナル
〃	福田弘吉	(有)福田金物
〃	波多野瑠璃子	(株)はたの産業
〃	杉谷誠司	(有)みどりや
〃	郷原清詞	昭和技研(株)
〃	田原辰男	(株)コラム建築設計事務所
〃	浅野浩司	一宮酒造(有)
〃	若林邦宏	若林酒造(有)
〃	藤原誠治	(有)石東開発工事
〃	林陽一	(有)NEO-LINK
〃	平田一成	(有)祖式運送
〃	知野見哲治	(有)ヒカリ衛環企業
〃	渡辺健司	(有)渡辺眞工務店
〃	山下正一	(有)山一電設
〃	幸増浩一郎	イワタニ島根(株)
〃	波多野陽一	東幸建設(株)
〃	細田健太郎	(株)日商
監事	永野祥次	(有)静間セメント工業所
〃	山内亮一	山内モーター(有)

顧問	内藤芳秀	(有)内藤米穀
相談役	中村俊郎	中村ブレイス(株)
〃	西山眞治	大田商工会議所

# 令和元年度 事業計画

自平成31年4月1日 至令和2年3月31日

## I. 基本方針・重点事項

- 公益社団法人としての事業運営について公益性を重視し、併せて法人会の理念である「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」に基づいて事業の推進を図る。
- 健全な納税団体としての役割を全うすべく、会員増強運動に努め、組織率55%を目指して、組織の拡充を図る。
- 「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利用促進を図る
- 税務当局との連携協調に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

## II. 主な事業計画

### 【公益関係】

#### 1. 税の啓発活動

- 税に関する研修事業
  - 税制改正研修会
  - 税金フォーラムの開催
  - 税務研修会
  - 講演会の開催
- 租税教育
  - 租税教室への講師派遣
  - 租税教育アニメーションの普及
  - 絵はがきコンクールへの協力
- その他
  - 全国女性フォーラム
  - 全国青年の集い
  - 税を考える週間行事への協力・参加
  - 国税電子申告納税システム（e-Tax）の利用促進
  - 参考図書の斡旋・参考資料の配付

#### 2. 税の提言事業

- 提言活動
  - 税制改正提言事項の検討・提出
  - 改正税法に関する情報の提供

#### 3. 税の広報事業

- 会報の発行
- ホームページの充実

#### 4. 地域発展事業

- 文化講演会等の開催
- その他地域発展の為の研修活動

#### 5. 経営支援活動

- 研修会・講習会の開催
  - 経済及び経営に関する講習会・研修会の開催
  - 商工会議所・商工会との共催事業の推進
  - 参考資料の配付

### 【共益関係】

#### 6. 福利厚生事業

- 経営者大型総合保障制度の推進
- ビジネスガードプラン制度の推進
- がん保険制度の推進
- 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

#### 7. 会員増強活動

- 全国的な推進強化月間に合わせ、9～12月を

推進強化月間とする

会員加入率は55%を目標とする

- 青年部会員増強と活動の充実・支援
- 女性部会員増強と活動の充実・支援
- 総務委員会による組織拡充

#### 8. 会員支援事業

- 会員親睦チャリティーゴルフコンペ
- 参考図書の配布

#### 9. 青年部会活動

- 総会・役員会・監査会の開催
- 税務研修会
- 地域社会貢献活動の実施
- 部会員親睦事業の実施
- 全国青年の集いへの参加

#### 10. 女性部会活動

- 役員会の開催
- 税務研修会
- 部会員親睦事業の実施
- 全国女性フォーラムへの参加

### 【管理関係】

#### 11. 諸会議

- 総会の開催
- 理事会の開催
- 常任理事会の開催
- 監査会の開催
- 正副会長会議の開催
- 各委員会の開催
  - 総務委員会（組織拡充を含む）
  - 研修委員会
  - 税制委員会
  - 広報委員会
  - 厚生委員会

#### 12. その他

- 全法連会議への参加
- 中法連会議への参加
- 県法連会議への参加
- 法人会全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

## 収支予算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで（単位：円）

科目	当年度
Ⅰ 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	3,000
特定資産運用益	2,000
受取会費	4,200,000
事業収益	100,000
受取補助金	5,277,900
受取負担金	130,000
雑収益	100,500
【経常収益計】	9,813,400
(2) 経常費用	
事業費	7,546,633
管理費	2,560,625
【経常費用計】	10,107,258
当期経常増減額	△ 293,858
2. 経常外増減の部	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 293,858
法人税・住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	△ 293,858
一般正味財産期首残高	9,475,757
一般正味財産期末残高	9,181,899
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
受取全法連助成金	4,927,900
一般正味財産への振替額	△ 4,927,900
Ⅲ 正味財産期末残高	9,181,899

# 石見大田税務署長 着任のごあいさつ



石見大田税務署長  
木立直文

本年7月の定期人事異動で、石見大田税務署長を拝命し、東京国税不服審判所から転任して参りました木立でございます。

公益社団法人石見大田法人会の皆様には、平素から税務行政に対しまして格別

のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は神奈川県出身で、島根県での勤務は初めてとなります。大田市という、歴史と伝統のある市を管轄するこの地で、税務署長として勤務できますことを大変光栄に思っております。前任の新田署長と同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人石見大田法人会におかれましては、「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」との、法人会の理念に基づいて、税務当局との連携協調に努められ、広く税知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与されるとともに、適正な申告納税制度の実現などに大きな役割を果たされております。更に、文化講演会等の開催など、地域発展事業にも積極的に取り組まれ、「税を考える週間」では税金フォーラムの開催及びスーパー店頭での税の啓発活動を実施されていますが、特に、青年部を中心とした租税教室への講師派遣については、石見銀山と税を題材としたアニメーション教材「税から見る石見銀山」や生徒参加型の租税教育プログラムの策定など、オリジナリティーに溢れた租税教育教材を活用し、次世代を担う子供たちに対して、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解されるよう創意工夫をされており、その熱意とご努力に心から敬意

を表する次第でございます。

さて、ご承知のとおり、本年10月から消費税率の10%への引き上げと同時に、軽減税率制度が実施されております。国税当局といたしましては、事業者の皆様が制度の内容を十分理解していただき、適正な申告・納付を行っていただけるよう、法人会をはじめ関係民間団体の皆様と連携を図りながら、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでいるところでございます。引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

税務行政を取り巻く環境は、ICTやAIの著しい進展はもとより、経済取引のグローバル化が急速に進むなど、大きく変化しております。このような中、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、当署におきましても、申告・納付のデジタル化の推進、各種税金相談についての事前予約制の充実による相談体制の見直しなど、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう適正・公平な課税・徴収に努めているところでございます。

しかしながら、税務行政を円滑に遂行していくためには、皆様方のご支援が不可欠でございます。今後とも税務行政の良き理解者として、ご支援やご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人石見大田法人会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

# 第36回 法人会全国大会 三重大会

～ 全国から1,700名の企業経営者が集結～

## 【提言内容】

- ・ 適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を実行。
- ・ 社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す。

第36回 法人会全国大会 三重大会



10月3日、三重県の津市産業・スポーツセンター「サオリーナ」にて、星野次彦国税庁長官や鈴木英敬三重県知事など多くのご来賓の方々の出席のもと全国大会が開催されました。全国大会は、「税制改正に関する提言」を発表し、全国の法人会が一堂に会し、相互の交流や研鑽を通じてより一層の連携を深める場です。

当日は全国から1,700名の企業経営者が参加し、第1部の記念講演では、伊勢神宮広報室広報課長の音羽悟氏が「皇室と神宮」の演題で講演されました。第2部の式典では、令和2年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動の事例発表が行われました。大会宣言では、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制のさらなる拡充」等の実現を強く求めました。

## 【令和2年度税制改正スローガン】

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



## GINZAN TV ぎんざんテレビ iwamiginzan television Co.Ltd



### 会社概要

会社名 石見銀山テレビ放送株式会社  
愛称 ぎんざんテレビ  
代表取締役 杉谷雅祥  
所在地 大田市大田町大田口1089-4  
大田市役所すぐ  
設立 2006年1月30日  
資本金 9,750万円  
従業員数 22名

### 事業内容

放送事業：自主放送  
再放送（地デジ/BS/CS）  
音声告知放送  
通信事業：インターネット接続サービス  
モバイルサービス  
その他：防災定点カメラ  
CATVシステムに関する工事業務



ぎんざんテレビキャラクター  
『代官くん』

### 会社沿革

平成18年1月 会社設立  
平成19年5月 大田市第三セクター事業承認  
平成20年12月 センター局舎完成  
平成21年4月 有線テレビジョン放送事業開始  
平成21年6月 インターネット事業開始  
平成23年3月 Jアラート連携  
平成26年2月 大田市災害情報提供協定  
平成31年3月 総務省光化補助金交付決定

### 行動指針

一、市民に奉仕する  
集団になろう

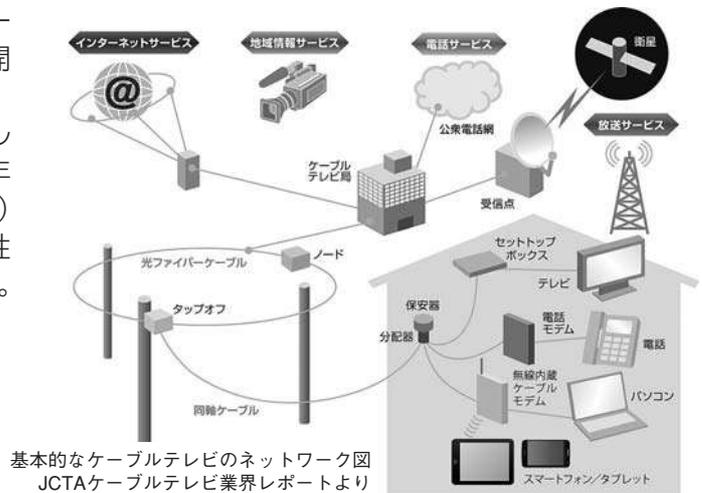
一、新しい街づくりの  
核となる集団になろう

一、社会的正義を求め  
集団になろう

## 必要不可欠なインフラとして

大田市全域に張り巡らされた光ファイバーケーブルを活用し、放送、通信サービスを展開しています。

現在はHFCという光ケーブルと同軸ケーブルのハイブリッド方式で運用していますが、今年度に一部エリアで完全光ケーブル化（FTTH化）工事を実施します。これにより設備の耐災害性強化、インターネットの高速化を実現できます。



## 放送サービス



エンコーダ・変調器

これらの機器で自主放送を送出しています。

「ごんざんテレビ（自主放送）」も自主制作し放送しています。

音声告知放送では、お悔やみ情報や市からのお知らせ、防災・防犯情報等、日々の生活に欠かせない情報を毎日お届けしています。

地上デジタル放送、4K放送を含むBS放送、様々な専門チャンネルをラインナップするCS放送を、ケーブルを使って再放送（再送信）しています。地上デジタル放送では日本海テレビ、Eテレ、NHK総合、山陰放送、山陰中央テレビの他に、朝日放送系列の「広島ホームテレビ」を視聴することができます。

また大田市内の様々なイベントの様子や地域情報を発信する「ごんざんテレビ」も自主制作し放送しています。



音声告知放送を録音中の職員

### 音声告知放送サービス



【定時放送】朝 6:30 昼 12:00 夜 8:00

昨年度は放送回数が1万2千回を超えるなど、年々増加しており、大田市内への情報発信ツールとして多くの方にご利用いただいています。

また、Jアラート（全国瞬時警報システム）とも接続しており、島根県西部地震の際には迅速な情報伝達に役立ちました。

### データ放送



三瓶山

市役所屋上

温泉津



朝山町朝倉

琴ヶ浜

静間川

テレビ放送で主となる番組から独立して、様々な情報をお伝える放送です。

石見銀山テレビ放送では詳細なお悔やみ情報、イベント、行政のお知らせなどを掲載。

防災のため道路情報などがわかるライブカメラを各地に設置してきめ細やかに伝えています。

## 地域の方に喜んでもらえる番組作り「自主放送」

自主放送は地域住民が地域を愛する心を育み、地域の人たちのコミュニケーションと活動のエネルギーを高めながら、より良い地域づくり、まちづくりに寄与できる、社会貢献のための番組です。

石見銀山テレビ放送の自主放送は、以下のことを方針として加入者の皆様に満足いただける番組提供に力を入れています。

その方針とは、取材を通して地域に密着し、番組を通して地域と連携し、放送を通して地域に貢献することです。



ケーブルテレビ局は地域に寄り添い、思いや体験の記録を後世、次代に引き継いでいく責任を負っていると思います。

自主放送では地域の人たちの多様なニーズに対応するため、魅力あるコンテンツ作りを行い、より細かく、丁寧に、わかりやすくお伝えできるよう心がけています。



### 自主放送番組（一部）



#### ぎんテレ情報局

月曜から金曜日まで毎日10分間、身近なニュースや話題を満載。年間600件近くの取材を行い、市民の方々の取材依頼にも対応しています。大田市の行政情報も番組に取り込んだことから、市からのお知らせを、より視聴しやすくなったと好評です。島根県西部地震の経験を忘れず、行政との連携、機材の整備に力を入れ、これからも市民の皆様の話や活動を取り上げることで、地元で根付く文化を支える一助になればと考えています。



#### あがーもこがーも やんちゃでやれんど

開局当初からの番組で、月1回大田市内の幼稚園保育園をまわって、元気な子どもたちの笑顔を紹介。

家庭では見せない子どもたちの姿を家族みんなで楽しみにしていると声をかけていただきました。



#### ぐるぐる中四国関西

中四国と関西圏224万世帯に届くネットワークを活かし、大田市の観光情報などを広いエリアに発信中です。特に年に2本程度エリア内の女性職員で作る共同制作番組では、災害にあった市町村に対して元気づける企画を立てるなど、新しい視点が人気を得ています。

## インターネットサービス

5つの契約プランをラインナップしており、お客様の用途に合わせて選んでいただくことが出来ます。

当社のインターネットサービスの一番のポイントはサポートです。繋がらない、メールが届かない、Wi-Fiの相談など、インターネットに関するお問い合わせは迅速・丁寧に対応し、必要であれば無料で訪問サポートを行います。

今年度は一部エリアで光ケーブル化の工事を実施し、そのエリアでは最大速度1Gbpsのプランをご利用いただけるようになります。

インターネットは日々の生活にますます必要不可欠なものとなりました。地元企業として地域の皆様に寄り添ったサポートを心掛けていきたいと思っております。

▶CMTS…お客様宅に設置しているケーブルモデムを束ねる装置。



## モバイルサービス (MVNO)

2016年から開始したサービスで、いわゆる「格安スマホ」です。安かろう悪かろうではありませんので、一度相談しに来られてはいかがでしょうか。他社では敬遠されるデータ移行やアプリの相談なども、当社では可能な限りサポートしています。

また、本来テレビでしか見ることのできない当社データ放送も、スマホで見ることが出来るようになりますので、「お悔やみや防災ライブカメラがいつでもスマホで見ることができるようになった」と好評です。



スマートフォンやタブレット等の端末も購入可能▶

## ご挨拶

2006年1月30日、石見銀山テレビ放送株式会社は、大田市の未来を拓く社会基盤として創業し、2009年4月に開局いたしました。今日を迎えることができましたのも、ひとえに大田市をはじめ市民の皆様、ならびに関係各位の皆様のご理解とご支援があつてのことと、心より御礼申し上げます。

石見銀山テレビ放送株式会社は、今年開局10周年を迎えました。『継承～地域の心を未来につなぐ～』としたテーマには、これまでの10年を糧に今を見つめなおし、故郷大田の素晴らしさを未来に伝え続けようという思いが込められております。

これからも皆様と手を携えて、大田市の輝かしい未来に向け、役員社員一同邁進していく所存です。今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

石見銀山テレビ放送株式会社  
代表取締役 杉谷 雅 祥

# 突然ですが！消費税軽減税率制度クイズ

10月から消費税の軽減税率制度が始まりました。軽減税率（8%）の適用範囲の確認のためのクイズを準備しましたので、「私は大丈夫！」という方も、理解度チェックをしてみましょう。

## ■消費税軽減税率制度クイズ

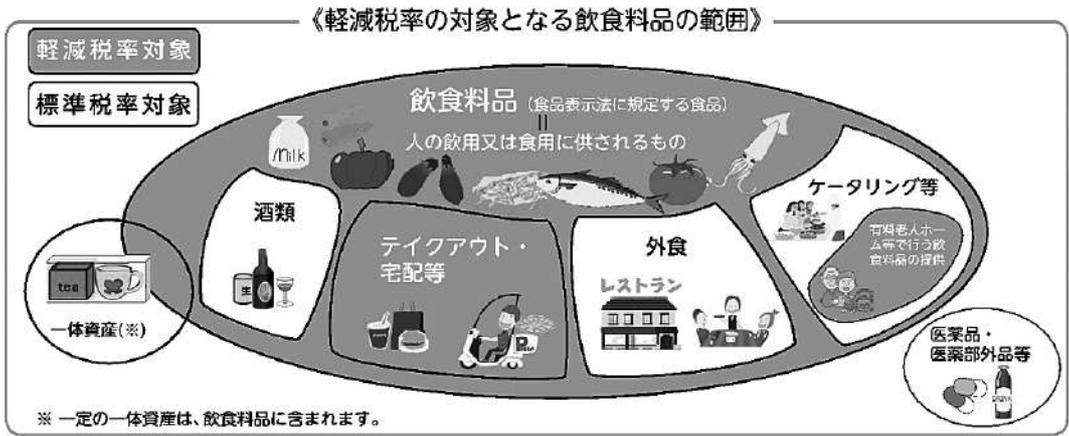
Q 次の取引は軽減税率（8%）の対象となる？		○又は×
1	賞味期限切れの食品を廃棄するための譲渡	
2	栄養ドリンク（医薬部外品）の販売	
3	飲食料品の譲渡に要する送料	
4	特定保健用食品、栄養機能食品の販売	
5	社員食堂で提供する食事	
6	いちご狩りの入園料	
7	セルフサービスの飲食店での飲食代	
8	清涼飲料水の自動販売機を設置し、販売数量等に応じて飲料メーカーから受領する販売手数料	
9	出前によるそばの販売	
10	割り箸を付帯した弁当、ストローを付帯した飲料の販売	

【参考】軽減税率の対象品目の範囲

**軽減税率(8%)の対象品目**

**飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の**一体資産**を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

**新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



飲食料品の譲渡は軽減税率対象だけど外食は標準税率だよ～

… 答えは次のページ

番号	解答	解説
1	×	「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。
2	×	「医薬部外品」は「食品」に該当しません。したがって本問は軽減税率の適用対象となりません。なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。
3	×	飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。
4	○	特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、「食品」に該当し、それらの販売は軽減税率の対象となります。
5	×	軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。 会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。
6	×	果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。なお、収穫した果物について別途対価を徴している場合のその果物の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。 
7	×	セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させているので、軽減税率の適用対象となりません。
8	×	本問のような販売手数料は、自動販売機の設置等に係る対価として支払いを受けるものであるため、「役務の提供」の対価に該当することから、軽減税率の適用対象となりません。
9	○	そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けることは、「食事の提供」には該当せず、また、いわゆる「ケータリング、出張料理」にも該当しません。）。
10	○	本問のような食器具等（弁当に付帯する割り箸、お手拭き、飲料に付帯するストロー等）を付帯して販売する場合、これらの食器具等は、通常、その飲食料品を飲食する際にのみ用いられるものであるため、これらの食器具等も含め「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（飲食後に再利用させることを前提に付帯している食器具等は、軽減税率の適用対象にはなりません。）。 

結果はいかがでしたか？  
全問正解した方は、今日から、  
**軽減税率マイスター**を名乗りましょう。

… 適用税率判定のポイントは

## ■ 適用税率判定のポイント

### 【ポイント1】 軽減税率適用判定のタイミング

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。



- 適用税率は、「売り手」が「販売時点」で判定する（買い手の用途を問わない）  
→ 店内飲食とテイクアウト両方行うのであれば、販売時に「意思確認」などで判断
- 消費税は「取引課税」なので「売上げ」と「仕入れ」は別の取引と考える  
→ 仕入れは標準税率（10%）で売上げは軽減税率（8%）ということも、その逆もありうる

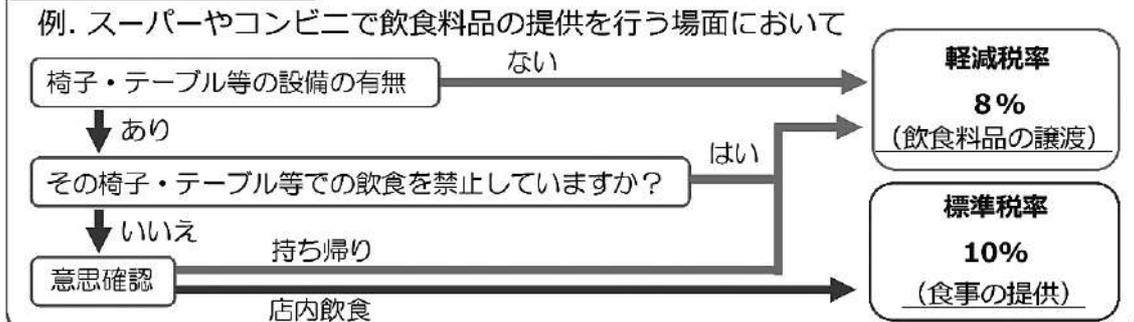
### 【ポイント2】 「外食」等（食事の提供）の範囲

飲食料品の提供を行う場合の適用税率は、椅子・テーブル等の設備の有無、その椅子・テーブル等での飲食を禁止しているか、持ち帰りか店内飲食かの意思確認によって「役務の提供」かどうかを判断していただくことになります。

#### 飲食料品の提供とは

○ 飲食料品の譲渡	《役務の提供なし》	軽減税率 8%
○ 外食（食事の提供） テーブル・イス等の飲食に用いられる設備（飲食設備）がある場所において、 飲食料品を飲食させる役務の提供	《役務の提供あり》	標準税率 10%
○ ケータリング・出張料理等 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供		

#### 適用税率の考え方



### 【ポイント3】「外食」等の意思確認

どのように、「意思確認」を行うかについては、イートインスペースで飲食するかを「口頭で意思確認」するか、「貼り紙での意思確認」を行うなど、販売商品や営業形態に応じて判定することとなります。

【コンビニ・スーパーの例】



(口頭での意思確認)

イートインスペースでお召し上がりになるものはございますか？



(貼り紙での意思確認)

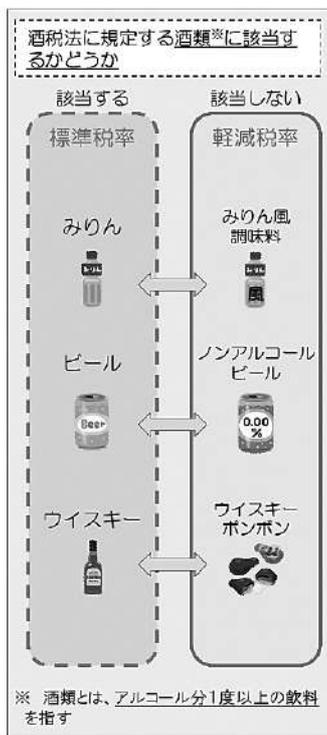
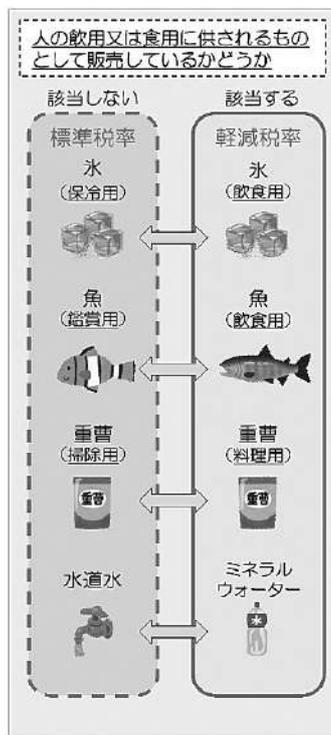
購入した商品をイートインコーナーで飲食する場合はお申し出ください

どちらでもOK!



口頭確認は不要で、申し出のない飲食料品について軽減税率で販売

### 【参考】軽減税率制度の線引き事例集



いっぺんに言われても覚えきれないよ～

… 税金のことを調べたいときは

使って実感

知って納得

# 国税庁ホームページが便利ですよ！

税に関する知りたい情報を、いつでも手軽に確認できます。ぜひご利用ください。

ご利用ください。

グローバルナビゲーション  
府省共通の情報分類  
カテゴリを基に、各  
種情報を5つに分類  
し、その入り口となる  
案内表示  
各項目にマウスポ  
インタを合わせると階  
層メニューが表示

- 1 各種パンフレットや手引きが見たい
- 2 よくある税の質問に対する回答が知りたい
- 3 各種確定申告書等を作成したい
- 4 e-Tax の利用等に関する情報が知りたい
- 5 所轄の税務署や問合せ先を確認したい
- 6 路線価図を確認したい
- 7 公売物件の情報や公売手続きが知りたい
- 8 国税庁の取組や税務手続の動画を見たい
- 9 ゲームやクイズなどで税について学びたい
- 10 新着情報や税情報をメールで受け取りたい
- 11 文字を拡大したい、文章を読み上げてほしい

The screenshot shows the NTA homepage with several key features highlighted:

- Global Navigation:** A top navigation bar with categories like 'Home', 'Tax Information, Procedures, and Documents', 'Publications', 'Laws and Regulations', 'News', and 'About the NTA'.
- News Information:** A section for 'New Information' with a list of recent updates, including '2024 Final Tax Return Filing Period' and 'Direct Payment of Corporate Tax'.
- Monthly Access Ranking:** A list of the top 10 most accessed pages, such as 'Final Tax Return Filing Corner' and '2024 Final Tax Return Special Collection'.
- Search:** A search bar with options to search by tax number, address, or specific tax types.
- Category Menu:** A grid of icons for 'Tax Information', 'User Information', 'Filing Procedures', 'Tax Payment', and 'Related Sites'.
- Social Media:** Links to YouTube, Twitter, and other social media channels.
- Footer:** Contact information, including the NTA logo, phone number (100-8978), and website URL (www.nta.go.jp).

月間アクセスランキング  
閲覧者の関心の高い  
ページをランキング  
形式で掲載

SNS等  
国税庁が行う情報発  
信ツールを集約した  
コーナー

分野別メニュー  
アクセス件数の多い  
ページに直接アクセ  
スできるように、分野  
ごとに掲載

ページ下部にサイト  
マップを表示

www.nta.go.jp



国税庁 e-Tax キャラクター  
イータ君

国税局・税務署

国税庁で検索

… 面接相談・電話相談を行いたいときは

# 来署によるご相談は 事前予約をお願いします。

具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談内容については、**お電話等で事前に相談日時等を予約いただいた上で**、所轄の税務署において相談を受け付けています。

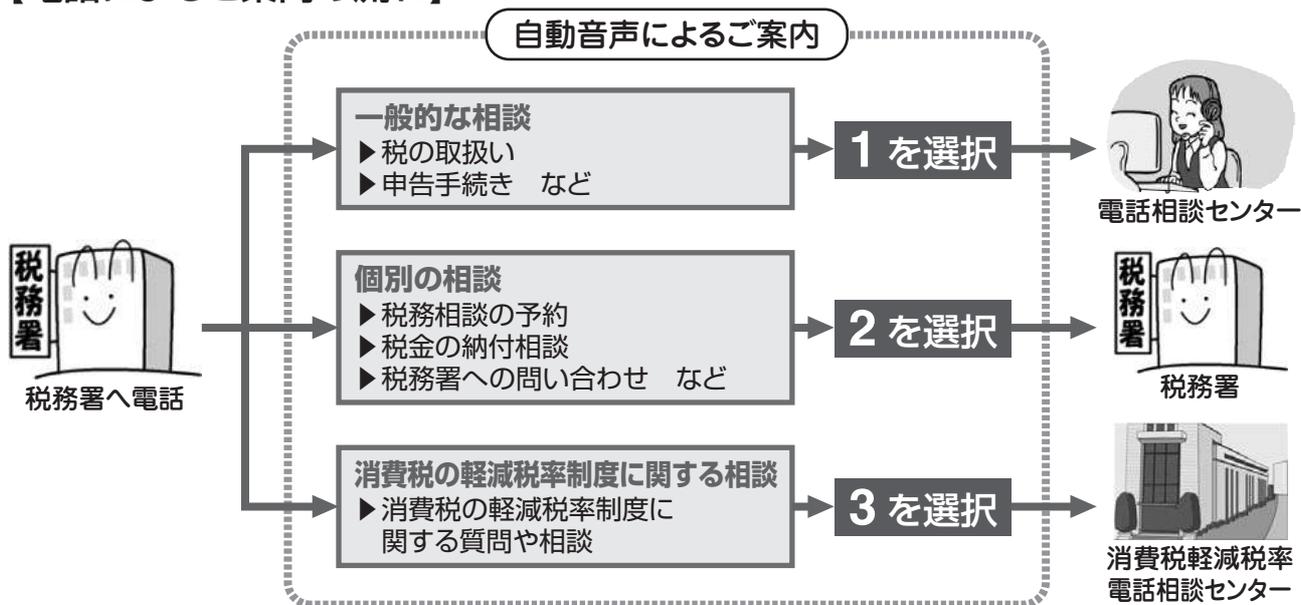
※予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。  
なお、確定申告における申告書作成会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

広島国税局キャラクター  
ひろしま ちから  
広島 主税くん



# 国税に関する 一般的なご質問やご相談は 電話にてお受けしております。

## 【電話によるご案内の流れ】



国税庁ホームページのタックスアンサーで、よくある税のご質問と一般的な回答を調べることもできます。

タックスアンサー

検索

# 「石見」国号の発祥は 岩を見る国

ヤツカミズオミツヌノミコト  
～八束水臣津野命が言われたという伝説～

大田市仁摩町大国



中原祥晴さんが建てられた石碑

石見の国の石見の語源は「岩海」から来たものとか岩が多い地方だからであるとか書かれてあります。

大田市仁摩町大国に「神話の遺跡 駒繫岩（こまつなぎいわ）」と書かれた石碑があります。

その石碑は大国の石見八幡宮の近くの龍巖山（りゅうがんざん）の反対側、中原祥晴（よしはる）さんの住宅の近くにあり、中原さんが建てられたものだそうです。

その石碑には、太古の昔、この地方は海から数

キロメートルの入り江となっていた。

出雲風土記の巻頭に「国来い、国来い」と島根半島を引き寄せられた国引きの神様八束水臣津野命（ヤツカミズオミツヌノミコト）は、この地に来られて、兩個の巨石に乗馬を繋いで対岸にそびえる龍巖山に小舟で渡られた。

当時は岸边に波が打ち寄せ岩肌に着う蔦葛は見事に紅葉して錦のように美しかった。

あまりの美しさに、しばし時を過ごされ「嗚呼奇哉」（ああ、きなるかな）と賞嘆され、岩を見



石碑の前から龍巖山（龍岩）を望む



仁万側から大國方面を見る



中原家

る国といわれた。

これによって、石見国と呼ぶようになったと言う伝説があり、国号発祥の地である。

命の帰りがあまり遅いので繋がれた駒が暴れて岩が二つに割れた。この岩は昔から神聖な岩であり、本来なら、しめ縄を張るように言い伝えがあった。

また、このところには往古より石見神社が祀られてあったが、中世のころ、龍巖山の中腹にある三滝権現に合祀して龍巖神社としてお祀りしてあ

る。(祭神は、八束水臣津野命、三滝権現、随神の御三神)

積年の風雪と岩を覆う蔦の根によって割れたり、倒れたりして荒廃したので、所有者、中原氏が管理保全のため整地保全し、神話の遺跡として後代に伝えるものである。

大國の地にまつわる古代遺跡として伝承され、石見八幡宮縁起書にも記述あり。

石見風土記、石見八重葎の石見国二六か所名所に石見海の景物に記載あり。

## 駒繫岩に寄せて祝う和歌

臣津奴の神の命のみましける その神岩のとわにかきはに

第一回文化勲章受賞 竹柏園主 佐々木信綱

岩が根に乗り捨てし神の駒なくて 繋ぎとめなん千代の玉の緒

出雲大社教管長出雲大社大宮司男爵 千家尊福

あなたのし君が世はひは千代へても 動かぬ岩の類いなりけり

正四位 男爵 北島斎孝

神代より幾としなみを重ねきて 苔むす巖今も動かず

従二位 伯爵 東久世通禧

巖なす固きおきてを子や孫に 伝ふる家や動きなからん

貴族院議長 男爵 金子有郷

綱有天繫留釵臣津奴農 神洒御馬毛古末之越路毛

播州小野 国学者 文学博士 児島清文

駒止めて龍の窟に登りつつ 国見せし跡今も残れり

龍谷観学 島地黙雷

平成になって、この付近から古代の住居跡が発掘され駒岩遺跡として調査された。

この石碑には以上のように刻んであります。この続きには、明治時代、中原家と親しかった方が、駒繫岩を題に和歌を詠まれています。その和歌が刻まれてあります。

また、令和元年6月1日の中央新報に石神さんを訪ねてと題して、龍巖神社が紹介されました。その中には、神社わきの湧水を飲むと母乳が出る

と信仰を集める。と書かれてありました。

石碑にも刻まれてあった、和歌は中原祥晴さんの祖父、中原祥光氏が和歌をたしなみ交流のあった方々に龍巖山や駒繫岩に寄せた、漢詩や和歌を募集され、その一部だそうです。中原祥光氏は大國村の村長をし、大正2年からは大森町の町長、後に撫順に渡り、輸入組合長や商工会の会頭もされた方です。



# 第14回 東京大田市人会 開催

さる10月19日（土）ラングウッド日暮里において第14回東京大田市人会が開催されました。会場には230名を越える方々が集われ、盛大に行われました。

田中修会長の挨拶にはじまり、総会の後、懇親会が始まりました。来賓として楫野市長の挨拶が

あり、メインステージのザ・レジェンドのコンサートがあり、ザ・レジェンドさんらには大田市の観光大使の委嘱状が楫野市長より授与されました。

壇上では宮根誠二さんも参加されて、大田市応援歌「フニクリ・フニクラ大田市版」を全員で熱唱致しました。

会場では大田市の特産品の即売もされ大いに盛り上がっていました。





# 身近な税

## Q.

事業を引き継ぐのですが、  
事業承継税制について教えてください。

## A.

事業を引き継ぐ後継者が、先代の経営者から、相続や贈与により、上場していない会社の株式を受け取り、その会社を運営していく場合には、一定の条件を満たせば、その株式にかかる相続税・贈与税を納めることを先延ばしすることができます（「猶予」といいます。）。この仕組みを「事業承継税制」といいます。

なお、この猶予を受けた後継者が亡くなった場合や、一定期間が経過した後に、贈与により事業を引き継いだ場合には、この猶予されていた相続税又は贈与税について、納めなくとも良くなります（「免除」といいます。）。

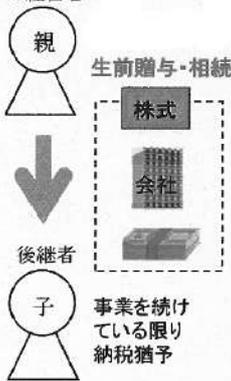
平成30年から10年間に行われる贈与・相続<sup>\*</sup>について事業承継税制には特例も設けられています。詳しくは、石見大田税務署や申請の窓口である島根県へお問い合わせください。

※来署によるご相談は事前予約をお願いします。

### 事業承継税制の特例について

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。

中小企業（非上場）  
の経営者



#### 入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象

全株式が対象

猶予割合80%

猶予割合100%

承継後5年間平均8割の  
雇用維持が必要

雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、  
経営悪化している場合などについて  
認定支援機関の指導助言

#### 承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡（M&A）・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



#### 承継パターン<sup>\*</sup>の拡大

複数人→1人  
1人→最大3人（代表者）  
も事業承継税制の対象とする

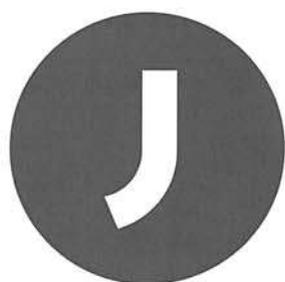
#### 5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

・後継者指名や経営見通し等  
・金融機関その他の認定支援  
機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて  
特例が適用される

銀行の枠をこえた  
新しいキャッシュレス、はじまる。

あなたの  
スマホに、  
ATMを。



**J-Coin Pay**

※J-Coin Payは、みずほ銀行が提供するスマホ決済アプリです。連携する金融機関の預金口座保有者は個人間の送金や店舗での決済、キャッシュアウト等のサービスが利用できます。



このマークのお店が対象です!

JA CARD

### 「キャッシュレス・消費者還元制度」

(消費者還元対象期間) 2019年10月~2020年6月(9ヵ月間)予定

# JAカードで キャッシュレス 決済を はじめよう!

対象店舗でのキャッシュレス決済で  
最大5%ポイント還元



## ポイント還元!

中小・小規模事業者の対象店舗で  
キャッシュレス決済(クレジットカードやアプリ決済等)をすると  
5%(または2%)のポイントが還元される制度です。

※ポイント還元対象外の店舗、お取り引きがあります。ご利用時に店舗でご確認ください。

### JAカードはお好きな商品と交換できるポイントで還元!

「JAカード わいわいプレゼント」または「JAカード ゴールドポイントプログラム」でご利用いただけるポイントを還元します。  
(2019年7月時点で予定している還元方法になります。)

### JA直売所、JA-SSのご利用は、JAカード割引特典でさらにおトクです!

JA直売所のご利用で

期間中 **5%** ポイント還元 + **5%** さらにも! JAカード特典 **ご請求時割引**

還元対象店舗なら

JA-SSの給油で

期間中 **2%** ポイント還元 + **2%** さらにも! JAカード特典 **ご請求時割引**

全店で

※JA直売所・JA-SSの割引特典について詳しくは、三菱UFJニコス JAカードWEBサイトでご確認ください。一部割引対象外の店舗があります。  
※制度対象外のJA-SSでも給油ご利用の代金をJAカードでお支払いいただいた場合、2%ポイント還元の対象となります。



JAカード(一般)は  
初年度年会費無料!  
次年度年会費も  
ご利用条件達成で無料に!

三菱UFJニコス JAカードWEBサイト  
<http://cr.mufg.jp/ja>



JAカードのお申込み・各種サービスについては、  
お近くのJA窓口、職員までお気軽に。

1908-B



スマホ決済は  
オリガミ、で。



この街と生きていく

**SHINKIN** 信用金庫

安心できると、  
新しい未来が見えてくる。



企業保障約37万社<sup>※</sup>

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/  
島根県出雲市塩冶善行町12-2(中村ビル3F)  
TEL 0853-21-4552

※2018年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

**T&D**  
T&D保険グループ

サービス  
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

# ネット医療相談サービスのご案内

## 病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが  
長続きしている



健康診断の結果を  
見てもよくわからない



病院選びの  
基準がわからない



家族の体調が心配

## プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様月1件のご相談まで無料で  
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。\*
- 24時間いつでも相談可能です。  
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

MedicalNote

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。  
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。



ご利用はこちら

## Web-TAX-TV ガイド 「見逃さない、悪質な税金の滞納」



バーで働く滞納者



差押予告通知書



チラシを配る女性



差押財産

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づいて、滞納整理に取り組む国税徴収官の仕事ぶりをドラマ仕立てで紹介した「見逃さない、悪質な税金の滞納」を配信しています。

### (あらすじ)

西沢徴収官は、徴収事務5年目の徴収官。

ある日、税務調査で決定された税金を一切納付せず、文書や電話の催告等も無視し続けているバー経営者の滞納事案を担当することになる。

様々な方法で滞納者に接触を試みるも、なかなか会うことができない。

そんな中、偶然もらった一枚のチラシから滞納者との接触到成功した西沢徴収官。

滞納者の自宅を捜索し、そこで発見したものは…？

滞納者が改心し、滞納税額を全額納めたその理由とは…？

## 編集後記

令和元年度広報委員会は、大きくメンバーが若返っています。次第に掲載記事も変わってくるかと思っ期待しています。

まず、表紙は委員の林陽一さんをお願いをし、三瓶山東の原、石見ワイナリーが野外型フードコート「石見の杜 星空のレストラン」を開店されたことから、空からその景色を撮影してもらいました。

また、地域の話題として、仁摩町大国の龍巖山の岩山の姿が石見の名前の発祥という記事を、中原祥晴さんに聞き取りしながら記事にしています。

天領の記事になるような地域の話題、会員さんの商品紹介などの提供をお待ちしています。

広報委員会 委員長 河村 賢治



### 【広報委員会】

担当副会長	齊藤 寛		
委員長	河村 賢治		
副委員長	林 陽一		
〃	山崎 豊	原 勝正	高野 努
〃	石橋 秀利	荒尾 寛	杉谷 誠司
〃	郷原 清詞	若林 邦宏	知野見哲治
〃	山内 亮一	幸増浩一郎	波多野陽一
〃	細田健太郎		



AIG 損保

# 法人会のビジネスガード *Series* Business Guard

## 会員企業をサポートする、AIG 損保のリスクソリューション

### 法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る  
医療補償



地震災害の  
リスクをガード

### 法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

## 充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

## AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

### 松江支店

〒690-0006  
島根県松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル6F  
TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

結婚相談  
無料

縁結び  
ボランティア  
「はぴこ」

あなたの縁結びを応援しますの  
による結婚相談所

# 大田はぴこ 交流サロン

「今まで出会いがなくて・・・」

「真剣に結婚を考えてみようかな・・・」

そんなあなたの相談に無料で応じます。

結婚したい気持ちはあっても、いざ結婚となると何からはじめていいのかわからなかったり、どこに相談すればいいのかと悩んでいる人はとても多いのでは・・・。

まずは、気軽に「はぴこ」に相談してみませんか？

**日時** 毎月 第2金曜日 午後7時～9時  
(最終受付：午後8時30分)

**場所** 大田商工会議所 (大田市大田町大田イ309-2)  
※会場は変更になることがあります。

**お問い合わせ** <大田はぴこ会> ☎080-2940-7266  
受付時間▶平日10:00～18:00・毎月第2金曜日10:00～21:00

**相談や申込に必要なもの**  
①運転免許証、保険証などの、お名前と住所を確認できるもの。  
②申込をされる場合は、写真(上半身1枚・全身1枚)を撮らせていただきます。

公益社団法人石見大田法人会  
会報「天領」第66号

令和元年12月発行

公益社団法人  
石見大田法人会 大田市大田町 大田商工会議所内 TEL 0854-82-0765  
発行所 編集 広報委員会委員長 河村賢治  
印刷 (有)つきはし印刷 大田市鳥井町鳥越 413-42 TEL 0854-82-0540